

2007年2月28日

各位

東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
株式会社メンバーズ
代表取締役社長 剣持 忠
(コード番号:2130 名証セントレックス)
問合わせ先 経営企画室 高野
TEL : 03-3500-5706
Mail : ir@members.co.jp

当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）導入の件

当社は、平成19年2月28日に開催された当社取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、より向上させるという最終的な目的のため、会社法施行規則第127条に規定された「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）および基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み（同条第2号ロ）として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「対応策」といいます。）を決定し、導入いたしました。併せて対応策に関する承認議案を平成19年8月開催予定の当社定時株主総会（以下「次期株主総会」といいます。）に提出することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、上記対応策は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対応するものです。

当社取締役会の決定した基本方針に対しまして、当社監査役3名はいずれも、本対応策の具体的運用が適正に行われることを条件として、基本方針に賛成する旨の意見を述べております。

なお、当社は本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等を一切受けていないことを申し添えます。

1. 基本方針について

(1) 基本方針の内容

当社は、特定株主グループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、当社の企業価値または株主の皆様にご共有の利益が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、かかる特定株主グループが当社の財務および事業の方針の決定を支配す

る者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様へに共通する利益を保全するための相応な措置を講ずることを基本方針といたします。

(2) 対応策導入の必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われるところのいわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値および株主の皆様へに共通の利益に適うものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う提案に応ずるか否かの判断も、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様へに判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付行為においては、その目的等から見て企業価値または株主の皆様へに共同利益に反するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為について検討することまたは対象会社の取締役会が代替案を提案するための時間と情報を提供しないもの、大規模買付者の示した条件が対象会社の適正な価値を十分に反映しているとはいえないもの等、対象会社の企業価値または株主共同の利益に適合しないものも少なくありません。

当社は1995年の創業以来、“デジタルマーケティングインテグレーションを通じて豊かなデジタルインフラ社会の創造に大きく貢献する”ことを経営理念として、インターネットマーケティング関連の事業を軸として企業価値の最大化を目指してまいりました。このような理念の下、顧客企業のマーケティング活動における投資対効果最大化のために、ウェブインテグレーションやインターネット広告代理等の個々のサービス起点ではなく、マーケティング施策の全体最適化をワンストップソリューションで実現するサービスの提供体制を築いてまいりました。

当社の経営にあたっては、変化が激しく急速な拡大を続けるインターネット業界や広告・マーケティング業界等における幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様へに将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様へや投資家の皆様へにご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様へに短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様へにとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様へにとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と(代替案が提示された場合には)その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を得られることとなります。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主に対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない」と判示され、その正当性が是認されているところです(東京地方裁判所平成17年7月29日決定)。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主全体の利益に合致すると考え、第一の対応策として、以下に定める内容の事前の情報提供に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定することといたしました。

2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものであり、具体的な手続は次のとおりです。

(1) 情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「必要情報」といいます。)を提供していただきます。

そして、当社は、上記意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループの概要(大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種

の事業についての経験等に関する情報を含みます。)

- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、取得完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由等を含みます。)
- ③ 大規模買付行為に関して第三者との間における意思連絡（当社に対して証券取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ。）の有無、ならびに意思連絡が存する場合には、その具体的な態様および内容
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生ずることが予想されるシナジーの内容等）および取得資金の裏付け（実質的提供者を含む資金提供者の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無および内容ならびに関連する取引の内容を含みます）。
- ⑤ 当社の経営に参画した後に想定している経営者候補、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、資産活用策、配当政策等
- ⑥ 大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客等の当社利害関係人との関係の変更の有無およびその内容、またはそれらへの方策
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための方策

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

（2）取締役会による評価等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為が行われた場合の対応策

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得することは行うこともあります。最終的に、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社の企業価値および株主共同の利益を侵害するなど、当社および株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、(2)で述べる対抗措置をとることがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、取締役会は、後記独立委員会の勧告に基づいて対抗措置をとることがあります。

①次の i から iv までに掲げる行為等により当社の企業価値または株主共同の利益に著しい侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

- i) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合
- ii) 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行っている場合
- iii) 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合
- iv) 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合

②強圧的二段階買付け（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、株式の買付けを行うことをいいます。）、部分的公開買付け（当社株券の一部のみを対象とする公開買付け）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

③大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等の利害関係人の利益が損なわれ、それによって当社の企業価値または株主共同の利益が著しく損なわれる場合

④大規模買付行為の条件（対価の種類・価額、大規模買付行為の時期、適法性、大規模買付行為完了後における当社従業員、顧客、取引先等の利害関係人への対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適當な大規模買付行為である場合

- ⑤当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係または当社の企業文化を破壊すること等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれがある場合
- ⑥大規模買付者の経営陣もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者含まれている等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦法令または当社定款に違反する大規模買付行為である場合
- ⑧その他①ないし⑦に準ずる場合で、当社の企業価値または株主共同の利益が著しく損なわれる場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、後記独立委員会の勧告を最大限に尊重しつつ、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

(3) 独立委員会の設置および勧告

当社取締役会が上記対応策を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、ならびに社外有識者（注4）の中から選任します。

本対応策においては、上記3.(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりませんが、上記3.(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合がありますという形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。

上記3.(1) ①ないし⑧に記載している類型に該当すると認められる場合、ならびに上記3.

(2) に該当する場合においては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

(4) 取締役会による決議

大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守しないで行われた場合、または遵守されたものの例外的に企業価値または株主共同の利益を著しく損ねるものと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定ができるものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびに

その他適切と認められる情報を、法令および関係する証券取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

当社が対応策として行う対抗措置は、新株予約権の無償割当等会社法または定款で取締役会の権限として認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙に記載のとおりです。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続については、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

5. 大規模買付ルール適用開始と有効期間

本対応策は、平成19年2月28日に開催された当社取締役会の決議をもって同日より発効することとし、本対応策の有効期間は、同年8月に開催される予定の定時株主総会終結の時までとします。

当社は、上記定時株主総会において、本対応策に関する株主の皆様のご意思を確認させていただき、予定であり、株主の皆様のご承認を頂いた場合には、本対応策は翌事業年度の定時株主総会終結の時まで延長されるものとします。

また、本対応策を継続することを決定した場合であっても、企業価値・株主価値向上の観点から、会社法を含めた関係法令の整備や、証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直していく所存であり、その場合には、その内容を速やかにお知らせします。

6. 対応策の合理性

当社取締役会が決定した対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足するものですから、高度の合理性を有する措置です。

①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

当社の対応策は、前記のとおり、大規模買付者に対し、事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および検討のための期間の確保を求めることにより、当該大規模買付行為に当社株主の皆様が応ずるべきか否かを適切に判断するための情報と時間を提供するものであって、当社取締役会においても、当該大規模買付行為の賛否、または代替案の提示、大規模買付者との交渉を可能にするものです。これは、正に企業価値および株主共同の利益を確保するために必要な措置です。

②事前開示・株主意思の原則

当社は、株主および投資家の皆様へ対応策を事前に開示し、次期株主総会において防衛策の是非につき、株主の皆様のご意思を問う予定であり、株主総会の承認がなければ、その時点で廃止されることとなります。

③必要性・相当性確保の原則

当社の対応策が必要であることについては、前記のとおりですが、当社対応策は、いわゆる「事前警告型」に属するものであり、新株予約権無償割当等の対抗措置の発動は、大規模買付

行為が大規模買付ルールに反してなされた場合や濫用的な大規模買付行為に対してのみ発動されるものであって、しかも独立委員会の助言に基づいて行われるのですから、その方法において相当性を有しています。

注 1 : 特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、(ii) 当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注 2 : 議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注 1 の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合において、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。) または、(ii) 特定株主グループが、注 1 の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注 3 : 株券等とは、

証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

注 4 : 社外有識者は、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

以 上

(別紙1)

株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、同時点において当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の最終の発行済株式数（但し、同時点において当社の有する当社普通株式を除く。）を上限として、取締役会が定める数とする。

4. 新株予約権の効力発生日

取締役会において別途定める。

5. 各新株予約権の発行価額

無償とする。

6. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は、金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当りの価額は金1円を下限として当社普通株式の2分の1を上限とする金額の範囲内で取締役会が定める額とする。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は、取締役会において別途定めるものとする。なお、大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合には組合員その他構成員を含む。）または特定株主グループから本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者（以下、これらの者を「非適格者」という。）は、原則として本新株予約権の権利行使をすることはできない。

9. 当社による新株予約権の取得

(1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が別に定める日において、新株予約権の全部または非適格者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる。

(2) 当社は、取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会の定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全部を取得し、これと引き換えに、新株予約権 1 個につき予め定める当社普通株式を交付することができる。当社は、かかる新株予約権の取得を複数回行うことができる。

10. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

- ①株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- ②株主総会において大規模買付者の提案に係る取締役会候補者全員が取締役として選任された場合
- ③その他取締役会が別途定める場合

11. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。

以 上

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

山本 典生(やまもと のりお)

【略歴】

昭和11年生まれ

平成元年4月 日本合同ファイナンス株式会社(現:株式会社ジャフコ)顧問就任

平成9年4月 日本ベンチャーコンサルタント設立

当社監査役就任(現任)

平成11年6月 株式会社N.V.C技研代表取締役就任(現任)

平成17年4月 弥生ゲーゼル工業株式会社監査役就任(現任)

露木 琢磨(つゆき たくま)

【略歴】

昭和36年生まれ

平成6年4月 弁護士登録

小沢・秋山法律事務所入所

平成11年11月 フロンティア債権回収株式会社取締役就任(現任)

平成12年4月 露木法律事務所開設(現任)

平成15年4月 当社監査役就任(現任)

出澤 秀二(いでさわ しゅうじ)

【略歴】

昭和32年生まれ

昭和58年4月 弁護士登録

平成7年3月 出澤法律事務所(現出澤総合法律事務所)代表(現任)

平成12年4月 東京簡易裁判所民事調停委員(現任)

平成18年3月 株式会社ファンコミュニケーションズ(JASDAQ)社外監査役(現任)

平成18年4月 ピジョン株式会社(東証第1部)社外監査役(現任)

【参考】大株主の状況

平成18年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
剣持 忠	東京都杉並区	7,600	26.0
株式会社リクルート	東京都中央区銀座8-4-17	3,537	12.1
電通ドットコム第二号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社電通ドットコム	東京都中央区築地1-9-5一九堂ビル6階	1,905	6.5
有限会社光パワー	東京都港区南麻布3-19-23 オーク南麻布ビル13階	1,700	5.8
アント・ブリッジ2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日興アントファクトリー株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1 日興アントファクトリー株式会社内	1,600	5.5
株式会社光通信	東京都豊島区南池袋1-16-15	1,020	3.5
NVCC1号投資事業組合 業務執行組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社	東京都港区赤坂7-1-16	822	2.8
エイチティシーパートナーズ ツーエルピー 常任代理人 株式会社エイチ・ティ・シー	東京都豊島区南池袋1-16-15	535	1.8
エイチティシーパートナーズ エルピー 常任代理人 株式 会社エイチ・ティ・シー	東京都豊島区南池袋1-16-15	484	1.7
鈴木 雅喜	東京都調布市	480	1.6
計	—	19,683	67.3

以 上